

大学連携研究設備ネットワークにおける研究設備の相互利用加速事業の 審査基準について

平成29年3月9日

大学連携研究設備

ネットワーク協議会

最終改正 平成29年12月19日

1. 採択事業の決定

申請のあった大学連携研究設備ネットワーク（以下「本事業」という。）における研究設備の相互利用加速事業（以下「加速事業」という。）について大学連携研究設備ネットワーク協議会又は作業部会（以下「協議会等」という。）で審査し、採否を決定する。

各事業年度の活動計画における予算額の範囲内での実施となるため、採択額は申請額に満たない場合がある。

なお、協議会等は、必要に応じて申請者に追加資料の提出を求めることができる。

【参考：公募条件】

- (1) 申請者が所属している機関が大学連携研究設備ネットワーク協議会の構成機関であること。1件あたりの申請限度額は、2,500千円とする。
なお、同一機関からの申請件数の上限は特に定めない。
- (2) 申請の目的が、次のいずれかであること。
 - i) 登録設備を相互利用に十分供することができるよう、安定稼働させるための点検・調整・修繕等（付随する補修や消耗品の購入を含む。）
 - ii) 未登録の研究設備を相互利用に供するため必要となるコンポーネント（研究設備に付随して使用する付属品や消耗品等）の整備（コンポーネント整備後に本事業の予約・課金システムへ研究設備の登録を行うことが可能な研究設備に限る。）
 - iii) 研究設備の新規登録又は相互利用を促進するために有効な予約・課金システムと参画機関独自の設備共用システムのデータ連携等
- (3) 地域委員会において申請内容・申請額等が事前に審議・承認されており、かつ、そのことを地域委員会の議事録等で確認できること。

2. 審査方法

(1) 予備審査

協議会等に出席した各委員（作業部会の場合は部会員。以下「協議会委員

等』という。)は、評価に先立ち、申請内容が上記の公募条件を全て満たしていることを確認し、一つでも公募条件を満たしていない申請は不採択とする。

(2) 本審査

協議会委員等は、予備審査を通過した申請を対象に審査を行い、協議会等は各協議会委員等の点数の合計を当該申請の得点とした上で、得点が高い順に予算の範囲内で採択する。

3. 審査基準

- (1) 申請事業の実施により、本事業における研究設備の新規登録（紹介のみを含む）及び相互利用が大きく促進されることが見込めるか。
- (2) 申請事業の必要性、利用者のニーズを的確に捉えて申請しているか。
 - (例1) 汎用性が高く利用頻度が高い研究設備を対象とした事業であるか。
 - (例2) 他の機関で利用することが困難な、特徴がある研究設備を対象とした事業であるか。
- (3) 申請事業の実施に要する経費に対し、得られる効果・便益（事業等の周知、研究設備の新規登録及び相互利用に必要な技術の習得促進、人材育成又は相互利用促進のための受入体制整備等）の費用対効果が高いか。
- (4) 申請機関は、これまでに相互利用等の十分な利用実績を有しているか。上記の項目を審査し、10点満点とする。

4. 審査結果

審査結果については、原則として審査を行った協議会等において集計し発表するものとする。

ただし、協議会等終了までに集計を終えることが困難な場合は、大学連携研究設備ネットワーク事務局から協議会等に別途報告することとする。